

## 精神科救急情報センターにおける複数回被警察官通報者の傾向と支援の課題

埼玉県立精神保健福祉センター

○河本 一駿、河本 次生、中川 明果、保坂 怜、齋藤 真哉、  
石川 雅久、兼城 佳弘、永添 晋平、濱田 彰子、坂田 増弘

### 1 はじめに

埼玉県精神科救急情報センター（以下「当センター」）は、平日夜間（17:00～翌 8:30）および土日祝日（8:30～翌 8:30）において、警察官通報に基づく措置対応業務を行っている。警察官通報件数は年々増加傾向にあり、複数回通報される被通報者が散見されている。本研究では、当センターが対応した警察官通報のうち、複数回通報がなされた被通報者（以下「複数群」）の特性について検討を行い、1 回のみ被通報者（以下「単数群」）と比較することで、精神科救急における通報対応の質的理解を深めることを目的とした。

### 2 対象および方法

対象は、2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日の 3 年間に当センターが対応した警察官通報全件とし、3 年間で 2 回以上の通報があった対象者を「複数群」、1 回のみ通報対応であった者を「単数群」として、その帰結と診断名について比較を行った。データの収集においては匿名性を確保し、個人情報管理に配慮した。開示すべき利益相反はない。なお診断名については通報対応時に本人や家族等から聴取したのも含まれるため医学的な診断と必ずしも一致はしない。

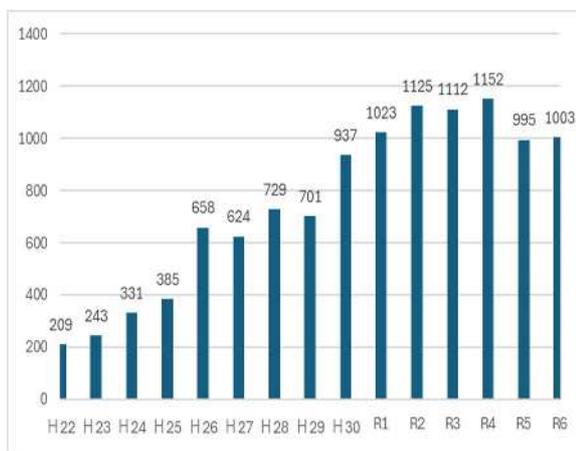


図 1 通報件数の推移

### 3 結果

調査期間中に当センターが対応した警察官通報の総数は 3,150 件であり、そのうち複数群は実人数 243 人、件数は 590 件（18.7%）であった。

#### 3. (1) 通報対応の帰結

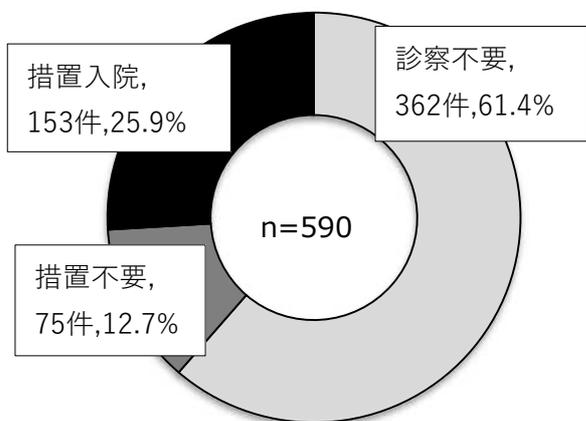


図 2 複数群の通報対応の帰結

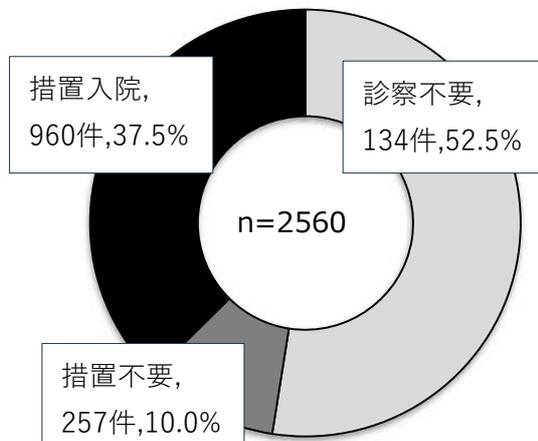


図 3 単数群の通報対応の帰結

複数群においては診察不要の判断が単数群に比して高率であり、措置入院に至る割合は有意に低かった（図2, 図3）。

また、複数群 243 名のうち、108 人（44.4%）は措置入院の歴があった。さらに、同一人物における帰結が全て同一であった者は 155 名であり、その内訳は、すべて措置入院であった者が 22 名（9.1%）、すべて診察不要であった者が 135 名（55.6%）であった。一方、対応の帰結が異なっていた者が 86 名（35.4%）であった（図4）。

### 3. (2) 診断名の分布（上位 4 分類）

複数群では、F7 および F8 の割合が単数群と比較して顕著に高く、知的障害および発達障害に分類される被通報者が相対的に多かった（図5, 図6）。

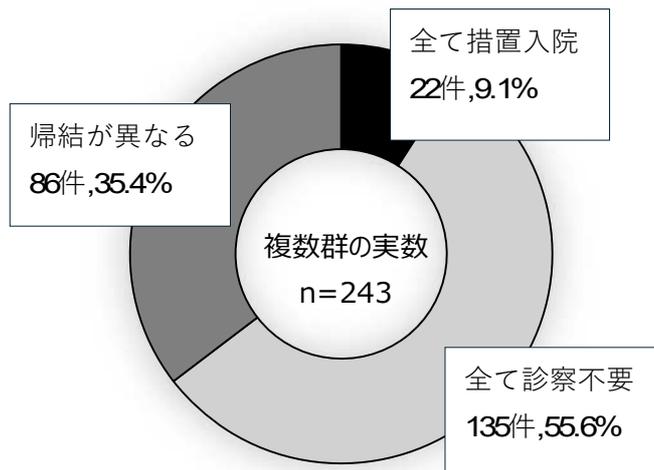


図4 複数群の実数における帰結

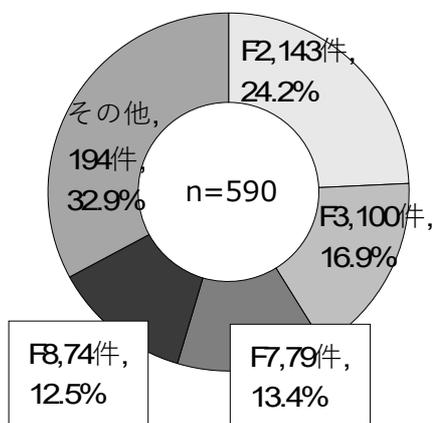


図5 複数群の診断名（上位 4 分類）

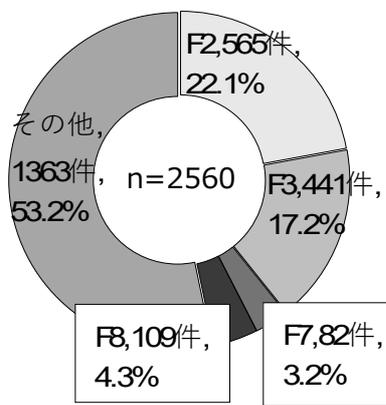


図6 単数群の診断名（上位 4 分類）

## 4 考察

本研究において、複数群は単数群に比して、措置入院に至る割合が低い傾向を示した。この結果は、小池ら（2021）による報告と一致し、複数回被通報者においては、特に非精神病圏（F7・F8）の者が多く、通報時の問題行動が生活環境や出来事への反応として理解されるため、措置診察が不要と判断されやすいことが示唆された。

複数群における F2・F3 の高率は、治療中断等による病状再燃の可能性を示している。F7・F8 に分類される者は、生活上の困難から来る行動が自傷他害と見立てられることによって、通報頻度が高まることが推察される。また、措置入院を繰り返す者は全体の約 1 割にとどまっているものの、こうした高い疾病性を示す者への支援体制の構築が喫緊の課題である。当センターでは、全ての通報事例に対し対面調査を実施し、得られた情報を管轄保健所に引き継ぐ体制を整えているが、勤務体制上の制約により、対応職員が直接引き継ぎを行えない場合もある。そのため、調査内容の伝達において、記録の標準化や情報共有方法の均質化も課題となっている。警察官通報は、一時的な危機介入にとどまらず、潜在的支援ニーズを把握する契機ともなり得る。今後、F7・F8 等の対象者への早期支援につなげるためには、収集した情報の適切な共有と継続的支援へつなげる事が重要である。

### 【参考文献】

1) 小池純子, 他. 川崎市の精神保健福祉法第 23 条通報における複数回通報事例の特性と地域生活支援の必要性について. 精神神経学雑誌. 2021 ; 123(11) : 721-731.

## 自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）の実施について

越谷市保健医療部保健所保健総務課こころの健康支援室

○中村拓矢 吉田真理 梅田和枝

嶋田智美 須賀美智子 高森紀子

### 1 目的

越谷市の自殺者数は、年によって変動はあるものの概ね50～60人台で推移している。市内三次医療機関や消防局から、再企図を繰り返すケースを減らしていくための対応が求められた。そのため、先進市を視察し関係機関との調整を重ね、平成29年度から「越谷市自殺未遂者相談支援事業（いのちの相談支援事業）」を開始した。また、「自殺対策研修会」に参加した市内二次医療機関から、若年層の過剰服薬の対応に苦慮している現状を改善すべく本事業への協力希望あり、令和7年9月から市内二次医療機関でも開始した。

本事業は、自殺対策基本法第20条及び21条、越谷市自殺対策推進条例第8条に基づき、自殺未遂者及びその親族等に適切な支援を行い、医療、福祉、行政機関等の様々な機関が連携することで自殺未遂者の自殺再企図を防止することを目的としている。

### 2 実施内容

市内医療機関と実施協議を行い、自殺未遂により医療機関へ搬送された本市に住所を有する者及びその親族等のうち、いずれかの同意を得られた者を対象とし実施することとした。また、消防局とは、救急不搬送者に対し、本人又はその親族等へリーフレット（図1）やメッセージカード（図2）を配布する取り決めを行った。具体的には、医療機関からの要請に基づき、こころの健康支援室職員及び臨床心理士（会計年度任用職員）の2名体制で可能な限り、即日中に医療機関を訪問し面接相談を行う。再発防止すべく、背景にある問題を整理し、関係機関（かかりつけ精神科、生活困窮相談、教育機関等）と連絡調整等を行い、継続支援を実施。支援期間は6か月を目安として支援終了類型に基づき分類。支援終了後についても必要に応じて個別相談へ移行している。また、医療機関とは年2回、消防局とは年1回、情報交換会を行い、情報共有や再発防止に向けた対策について検討をしている。



図1<本人用リーフレット>



図2<メッセージカード>

### 3 実施結果

平成29年10月より試験的に実施し2件の相談支援を行った。平成30年度から本格的に実施

した。その結果が表1である。多少の変動はあるものの、年間約20件で推移している。年代は「10代または20代」が最多で、未遂手段としては全年代共通で「薬物（過剰服薬）」が最多となっている。原因は1件3つまでの回答とし、最も多いのが「家庭」で次いで「健康」であった。支援終了型は、「相談支援の必要なし」が最も多く、次いで「1か月以上連絡がとれない」であった。更に図3、図4のとおり、薬物による未遂手段では全年代（78%）よりも10代から20代（83%）の年代の方が高い割合であった。

表1<年度集計：各項目における最多内容>

年度	件数	年代	未遂手段	原因（重複合）	支援終了類型
平成30年度	18	20代（8）	薬物（9）	家庭（12）	※Ⅰ（8）
令和1年度	20	70代（4）	薬物（16）	家庭（6）	※Ⅰ（8）
令和2年度	22	10代・40代（4・4）	薬物（17）	家庭（5）	※Ⅰ（8）
令和3年度	16	10代・20代（4・4）	薬物（10）	家庭（4）	※Ⅰ（9）
令和4年度	20	20代（5）	薬物（16）	家庭・健康（5・5）	※Ⅱ（10）
令和5年度	19	10代（6）	薬物（19）	健康（5）	※Ⅰ（10）
令和6年度	23	20代（8）	薬物（20）	家庭（14）	※Ⅰ（11）
令和7年度 （12月末時点）	9	20代（3）	薬物（7）	健康・男女（3・3）	集計中

※Ⅰ…相談支援の必要なし ※Ⅱ…1か月以上連絡が取れない

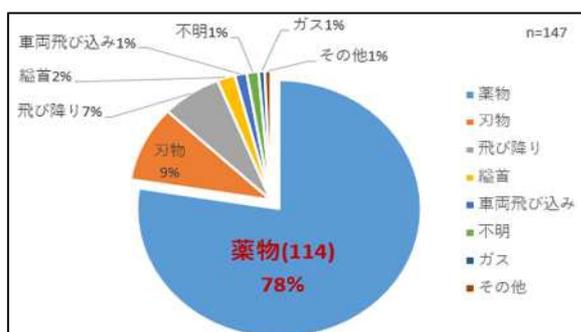


図3<H30～R7 累計：全年代未遂手段>

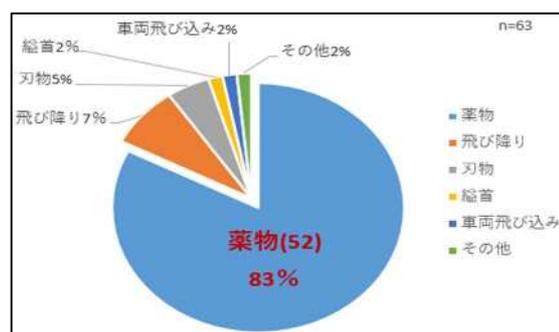


図4<R30～R7 累計：10代～20代未遂手段>

#### 4 評価・効果的な事業展開に向けて

日本全体の年間自殺者数は減少傾向にあり、令和6年は前年から1517人減少して約2万人となった。全年代で減少する一方、小中高生の自殺者数は529人に達し、1980年以降の統計で過去最多となっている。本市の状況も同様で、若年層に対する対応は急務と考えられる。前項集計結果より、若年層における過剰服薬の実態が分かる結果となった。過剰服薬は比較的容易に薬物を入手できることや他の手段と比べて、目立ちにくいため未遂に対する抵抗が少ないと考えられる。若年層の特徴として、感情のコントロールが未熟で衝動的に行動してしまうことやストレス、心の問題を言い出しにくいこと等が挙げられる。二次医療機関からも若年層の過剰服薬について苦慮していると聴取し、今年度から新たに本事業への協力を得るきっかけとなった。現時点（令和7年12月末）では、二次医療機関からの要請はまだないが、過剰服薬歴のある入院患者について対応の相談を受けている。

今後も本事業を継続し、特に若年層に対する相談支援事業体制をより強化できるよう、自殺念慮尺度の導入や支援終了後のフォローアップ体制についても検討をしている。医療機関等との連携を広げ深めながら、要請に即応できる体制を維持し再企図を防止するとともに、本市における自殺対策事業の推進を図っていきたい。

## 朝霞保健所・東入間2市1町ひきこもり家族教室の評価と今後の展望について

埼玉県朝霞保健所 ○関口彩香 中島成己 田島準也 新井友花 小池久美子  
小石川良子 福地みのり 井ヶ田輝美 湯尾明

### 1 はじめに

当所では、ひきこもり支援施策として、8つの事業を行っている。「人材育成・家族支援の充実に向けた取組」では、令和5年度より、東入間2市1町(富士見市・ふじみ野市・三芳町)ひきこもり家族教室を毎年度開催している。当事業は、令和元年度の「ふじみ野市・朝霞保健所共催ひきこもり家族教室」と令和4年度の「ふじみ野市・三芳町・朝霞保健所共催ひきこもり家族教室」を基盤に展開された。

事業開始から3年目を迎えた今年度は、地域づくりの視点を基盤に、市町主体の運営を意識し、円滑かつ効果的な事業展開を戦略的に取り組んだ。

本稿では、今年度の事業内容とこれまでの取り組みを振り返るとともに、保健所の役割を整理し、市町との協創による経年的な事業展開と今後の展望について考察し、報告する。

### 2 実施内容

今年度の事業展開にあたり、各市町の事業内容や課題、当事業に対するニーズ、社会資源の状況、及び庁内連携の現状を詳細に把握することにより、各市町の強みを理解することに努めた。これらの情報を基盤として、単なる事業実施に留まらず、地域の力を最大限に活かす方向性を共有し、各市町の実態に即した事業設計を行った。

これまで、保健所が単独で事務局を担ってきたが、今年度は三芳町・保健所による事務局体制とし、会場はふじみ野市、家族教室当日の司会は富士見市が担当する等、役割を分担し、各市町が中心となるよう意向を確認しながら体制を整えた。

令和7年5月から9月にかけて、全5回の打合せを実施した。日時および場所の設定は、三芳町と協力して行い、事前に次第や資料を作成して、目的や議題を明確化し、担当者全員に共有した。開催方法については、目的や担当者の状況を踏まえ、対面またはオンラインを適宜使い分けた。打合せ当日は、時間配分に配慮し、重要な議題に十分な時間を確保するよう計画的に進行を図った。さらに、担当者全員が発言しやすい環境を整え、主体的かつ円滑な議論を促進するとともに、それぞれの意見や思い、経験を尊重することに努めた。今年度は、各市町担当者の約半数に人事異動が生じていたため、新たに当事業の担当となった職員に対しては、丁寧な説明と意見聴取を行い、地域づくりの担い手としての自覚と参画を促した。打合せで得られた意見は整理のうえ、次回の検討課題や市町が取り組むべき事項をまとめ、担当者で共有した。

また、当事業以外においても、ひきこもり支援者研修会の共催、事例検討会の開催、個別ケースの対応等により、連携・協働を深めた。なお、全体をとおして重要視したことは、各市町担当者とのコミュニケーションである。小まめな連絡や打合せを通じて、各市町の担当者個人を理解し、関係性の構築に努めた。

保健所担当内では、進捗状況を適宜共有・意見交換し、来年度以降を見据えた対応に努めた。

今年度の事業展開の詳細については、(表1)のとおり。

表1<今年度の事業展開の流れ>

時期	内容(今年度初めての試みは太字)
第1回 打合せ (5月)	●各市町の取組と課題の共有、当事業の振り返り、今年度事業の方向性の検討 【課題】相談窓口の周知不足、市町事業参加者の固定化・参加者数の減少、当事業の参加者・内容の固定化 【対策】当事業と市事業の段階的かつ継続的な支援体制構築を目指すため『3か年プラン』策定
第2～5回 打合せ (7～9月)	●家族教室当日内容の検討：進行方法・時間配分・役割分担の検討、参加者が安全・安心に過ごせる環境づくり、周知方法の見直し
1日目 (10/1)	●会場：ピアザ☆ふじみ ●内容：講演「家族にできること～ひきこもる心に寄り添うために～」、質疑応答、 <b>相談窓口揭示コーナー</b> 、 <b>事例紹介トークタイム</b> (①不登校事例、②中年期事例、③8050事例、④要精神科医療事例)
2日目 (10/10)	●会場：ピアザ☆ふじみ ●内容：情報提供「相談窓口を知らう！～パリアライフの活動～」、 <b>家族懇談会</b> 、講評・質疑応答、 <b>個別相談会</b>

### 3 実施結果及び考察

1日目は21名が参加し、ひきこもりの基本知識や相談窓口の普及啓発に加え、行政の取り組みや想いを参加者と共有する機会となった。2日目は14名が参加し、ひきこもり民間団体の活動紹介に加え、参加者が思いを表出・共有することができ、支援者とのつながりをつくる場となった。また、周知方法を見直したことで、例年よりも新規参加者が増加した。アンケート結果から、参加者の年代は、50・60・70代が最も多く、満足度は、1日目で71%、2日目で91%に達した。事業内容に対する高評価や定期的な開催を希望する声が多く寄せられた。また、市報を使った広報活動が、特に効果的であったことが示された。担当者からは、新規参加者を増やし継続的な相談につなげられたことや、活発な意見交換と良い雰囲気づくりができたことが評価され、今後も新しい挑戦を続けたいという意欲が示された。よって、3か年プランの令和7年度の目的である「出会いの場づくり」と「相談窓口の普及啓発」は、達成することができたと考える。

これらの成果は、保健所や市町職員がPDCAサイクルに基づき計画的かつ工夫を凝らして推進し、関係機関が共通目標に向けて連携を強化したことが主要因である。令和元年度から積み重ねてきた歴史に加え、今年度における保健所の戦略的な取り組みにより、各市町の事業や課題を共有できる環境を整えることができた。この仕組みを活用し、各市町の強みを効果的に引き出し、綿密な準備と調整を重ねたことで、担当者間の活発な意見交換が促進され、新たな発想や対策の創出につながった。また、当事業への理解が深まり共通認識が広がるとともに、担当者のモチベーションや責任感を高め、信頼関係と協力体制の強化が図られたことも成果の一つと言える。丁寧なコミュニケーションが信頼を生み、信頼が成果を生む。それが結果として、市町村主体の支援体制構築や地域づくりに貢献したと考える。

### 4 今後の展望

ひきこもり支援は複雑かつ長期化しやすく、多様な課題に対応するためには、広域的な多機関連携が不可欠である。来年度以降も3か年プランに基づき、段階的かつ継続的に事業を推進するとともに、自助グループへの発展も視野に入れている。今後も一つの事業を起点とした切れ目のない多角的な連携展開を目指す。また、関係者の思いを受け継ぎながら、事業の根を深く張り、地域支援の基盤づくりに寄与していきたい。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた退院支援の 実践的取組～医療・保健・福祉の早期連携を目指して～

埼玉県狭山保健所

○天杉優珠 長谷川莉子 池田惇 岩崎みずほ 和田友里 都筑かほり  
深井美里 横山創 藤塚千晴 小口千春 辻村信正  
医療法人くすのき会南飯能病院 地域連携室

### 1 経緯

我が国の地域精神保健医療福祉において、令和4年の精神保健福祉法改正により、都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援は、精神障害者のみならず精神保健に課題を抱える者も対象とされ、包括的な支援を行わなければならないことが明記された。

当所では、「住み慣れた地域で安心して医療・支援が受けられることを目指して」をテーマとし、令和3年度からは入院支援、令和6年度からは退院支援に各3か年計画で取り組んでいる。

また、協議の場として、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築事業連絡会（以下、「にも包括/連絡会」という。）及び精神障害者地域支援体制構築会議（以下、「構築会議」という。）を設置し、ここで挙げられた退院支援における課題をもとにディスカッションを行い課題解決に向けてアイデアを出し合ってきた。それを基に、退院支援において新たな取組を展開したので報告する。

### 2 実施内容

#### (1) ブリーフミーティング

令和7年度第1回連絡会での退院支援に関するディスカッションでは、「医療」「保健」「福祉」いずれの立場からも、早期連携の重要性が挙げられたが、一方で、時間的、物理的制約による負担の大きさ等の課題も見えてきた。さらに、これらの課題解決に向けたアイデア出しを行い、参加者から提案されたアイデアをもとに早期連携を図る仕組みづくりとして、南飯能病院と協働し、『ブリーフミーティング』と題した取組を展開した（図1）。

#### (2) 後方転送支援

令和3年度から、当所に対応した緊急事例においては、生活圏\*にある精神科医療機関での対応割合を39%（令和2年度）から65%（令和7年度上半期）に上昇させてきたところである。県内の精神科救急急性期医療入院料病棟（以下、「救急病院」という。）は、県央・東部地域に偏在しており、生活圏外の救急病院で緊急対応となった35%の内訳をみると、60%が夜間・休日の対応であることがわかった。令和6,7年度に開催した構築会議でも、退院支援における課題を共有し管内精神科病院長から生活圏への



図1<ブリーフミーティング>

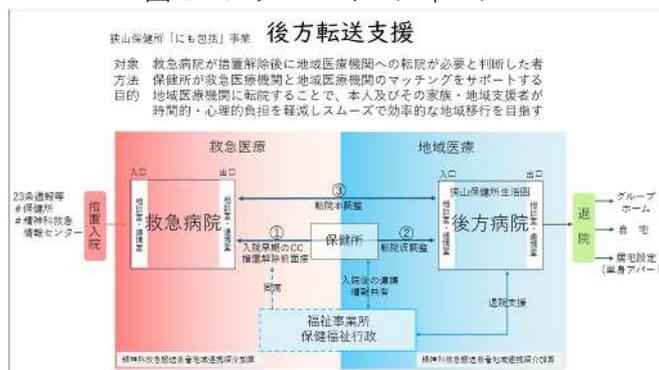


図2<後方転送支援>

後方転送に関する積極的な意見が出された。そこで、救急病院に措置入院となった患者の円滑な退院促進に向けた支援体制を展開した（図2）。

\*「生活圏」とは、患者居住地の市庁舎を起点として半径10km圏内と独自に設定したものを指す。

### 3 結果

#### (1) ブリーフミーティング(表1)

実施件数は、13件であった（令和7年6月第1回連絡会から12月末時点）。内訳は、措置入院者が8名、措置不要及び受診援助による医療保護入院者が5名であった。参加者は、医療機関、保健所、障害保健福祉行政等であった。

#### (2) 後方転送支援(表1)

実施件数は、5件であった（令和6年度から令和7年12月末時点）。転院前の救急病院は、2件が休日、2件が夜間、1件が日中輪番での受け入れであった。うち、2件で転院後約3か月以内の退院が実現している。退院先はグループホームが3件、自宅が1件であった。本人に関わる支援機関数は、転院前と比較して全件で増加した。

表1<参加者からの意見>

	ブリーフミーティング	後方転送支援
医療機関	「関わってくれる支援者がいることで安心材料にもなった。」 「早めに支援者が顔合わせできることで、今後の支援につながると感じた。」	「指定病院ではないため、地域医療や救急システムに貢献できていない思いがある。その分、後方転送には積極的に協力していきたい。」
障害保健福祉行政	「WEB会議であることから容易に参加することができた。」 「試行錯誤の過程やケース概要を入院直後のタイミングで共有できるのは有用。」	「支援の連続性を担保するためブリーフミーティングを後方転送直後に実施することも有効。」
相談支援事業所	「今後は、保健所が関わっていない事例でもできるとよい。」	「福祉サービスを調整する際、頻回に面会して関係性を構築する際に有用。」

### 4 まとめ・評価

今回、退院支援の新たな取組として開始されたブリーフミーティングは、南飯能病院と試行的に実施し参加した支援者からは肯定的な意見が寄せられた。このことから、継続の意義があり、かつ実効性も期待できると考えられる。今後は、その有用性をモニタリングし、保健所の介入有無に関わらず、他の医療機関と地域支援者で実践できる包括的な体制づくりを目指していきたい。

また、後方転送支援においては、住み慣れた地域でケースワークを行うことで、本人や家族だけでなく支援者にとっても負担の軽減が図られた。一方で、救急病院からの転院に伴い支援者の心理的理由等による退院支援の停滞も懸念されるため、今後はその予防策も検討する必要がある。

本報告は、当所におけるにも包括構築に向けた取組の一環として、退院支援の実践を事業化したものである。両事業とも協議の場を通じて得られた意見やアイデアをもとに展開しており、持続可能なにも包括の支援体制の構築に寄与するものと考えられる。

当所では、令和6年度から退院支援に焦点を当て、継続的に課題解決に取り組んできた。その結果、今年度の連絡会参加者からは、「入院後早期に病院からの連絡が増えた」、「以前より医療機関側も地域側も早期連携の意識が高まっている」といった声が聞かれ、地域における早期連携の意識が着実に醸成されていることが窺えた。にも包括の推進にあたっては、日頃の個別支援を基盤とし、支援者同士が『我が事』として互いに協働する意識を持つことが重要である。今後も、関係機関と顔の見える関係性を大切にし、住み慣れた地域で安心して医療・支援が受けられる体制の構築を図っていきたい。

## 草加保健所における精神保健福祉関係機関との協力体制の再構築 ～地域支援の視点からの取り組み～

埼玉県草加保健所

○二瓶琳雅 八木下さくら 岡崎雪 大林幸恵  
木村牧子 金井美奈子 佐藤夕子 得津馨

### 1 はじめに

当所では令和2年度から令和4年度にかけて新型コロナウイルス感染症の流行により、コロナ対応を優先せざるを得ず、関係機関との連携が希薄となり、地域の現状や課題を把握することが困難となった。そこで新型コロナウイルスが5類へ移行した令和5年度から、保健所主催の会議や事業を通じて連携の再構築を図った。その結果、相談件数が増加し、支援者支援の充実に繋がった。本発表ではこれらの取り組みについて報告する。

### 2 実施内容

連携強化と支援体制の充実を図ることを目的とし、3つの取り組みを行った。

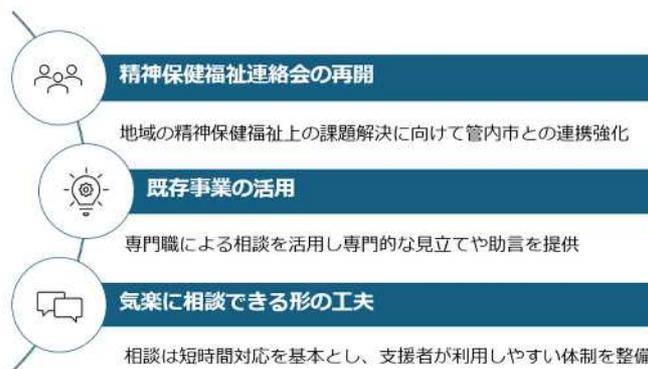
<図1>

#### (1) 管内精神保健福祉連絡会の再開

令和5年度及び令和6年度は、主にやりとりをしていた市障がい福祉担当課の職員を中心に声掛けをして開催した。この会議において、管内市から市内連携のさらなる充実を望む意見が寄せられた。また保健所においても、地域の精神保健福祉上の課題を解決するためには管内市との連携強化が必要と認識していた。そこで令和7年度からは、管内市の保健分野の職員にも参加を呼びかけ、保健と福祉が協力して地域の現状把握や課題の共有を図る場とした。

#### (2) 既存事業の活用

管内精神保健福祉連絡会において、管内市から保健と福祉の連携強化について意見が寄せられたことを受け、令和6年度に管内市の保健分野にヒアリングを実施した。その結果、ひきこもり支援やケースの見立てについて困難さを抱えていることを把握した。そのため、令和6年度から保健所の「ひきこもり専門相談」と「技術協力（精神保健福祉センター及び精神医療センター職員による、保健所への技術支援枠）」を積極的に活用している。臨床心理士によるひきこもり専門相談は、本人や家族からの相談に加えて、管内市が対応困難なケースを相談できる場としても活用している。技術協力では、管内市の困難ケースに対し医師が専門的な見立てや助言を支援者に提供している。



<図1> 取り組みの3つの柱

### (3) 気楽に相談できる形の工夫

地域の関係機関相互の理解促進と信頼醸成を図るため、ケース相談や研修の案内、情報共有を積極的に行い、支援者同士が顔を合わせる機会を増やした。また、技術協力等においては支援者が気軽に相談をしやすくするため、来所相談のみならず管内市へ出向き関係機関が一堂に会す体制のもと実施した。また医師や臨床心理士への相談時は1ケース15分から20分と短時間での対応を基本とし、詳細な事前資料の準備は原則不要とするよう配慮した。

## 3 実施結果

令和7年度のひきこもり専門相談事業は、来所相談を中心に実施した。一方、技術協力では、市の協力のもと関係機関に広く声掛けし、出張相談会、同行訪問と多様な形態で実施し、困難ケースを抱える関係機関全てに直接参加してもらう体制を整えた。具体的には、令和7年度(12月末時点)は、ひきこもり専門相談を活用し、来所相談2回3件、技術協力として来所相談2回6件、出張相談会2回12件、同行訪問1件を実施した。既存事業を活用した相談においては、医師や臨床心理士の専門的視点を提供するだけでなく、保健所職員も関わり、地域の課題を把握しながら関係者ととともに課題解決に向けて検討している。これにより、関係者からは「関係者同士が顔を合わせ情報共有し、支援方法の見える化ができてよかった」、「専門職による病気の見立てや助言を聞くことができ、自分の支援に自信を持つことができる」との意見があった。

## 4 考察

本取り組みでは、保健所が後方支援として機能し、新型コロナウイルス感染症流行によって希薄化した関係機関との連携を、会議再開や既存事業の活用、相談しやすい環境整備を通じて再構築し、関係者が情報や課題を共有する機会に繋がった。専門職による病気の見立てや助言の提供により、支援者は困難ケースの支援方法の振り返りと支援方針の確認ができ、安心して支援を継続できる結果となった。また、相談しやすい体制の工夫により、既存事業を活用した相談件数が増加した。さらに、多くの関係機関とともに事例検討を行うことで、一層多角的な視点から支援方針を検討・共有する機会が広がった。これらの取り組みにより、専門的視点の提供を通じた支援者間の理解深化と多角的な支援体制の整備が進み、地域包括ケアシステムにおける協働の重要性を示す基盤構築に寄与したと考えられる。

## 5 今後の展望

相談件数や参加機関の広がりがまだ限定的であること、効果の定量的評価がデータ不足のため難しい点は今後の課題である。これら課題を踏まえ、今後はより多くの関係者への声掛けや既存事業の活用の促進に加え、地域住民や支援者の意見を取り入れた包括的支援体制の整備に努めていく必要がある。こうした取り組みを通じて、より多様な支援ニーズに対応し、一層充実した地域連携体制の実現を目指していきたい。